

# 初鹿通信

第 191 号

令和 4 年 5 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 白ナンバーのアルコール検知器義務化

R4年の道路交通法の改正により、「白ナンバー」のアルコールチェックが義務化されました。

運送業や貨物業などの「緑ナンバー」はすでにアルコール検査が義務化されておりますが、昨今の飲酒運転を起因とする交通死亡事故の増加を受け、アルコール検査の義務化が拡大し、「白ナンバー」も対象となりました。

### 1. 義務の対象となる事業者

アルコールチェックの義務化は、「安全運転管理者」の業務に新たに義務付けられたため、安全運転管理者の選任義務のあるすべての事業者が対象となります。

安全運転管理者は、事業所ごとに、自動車を5台以上（乗車定員11名以上のものは1台以上）を使用している場合に専任しなければなりません。

### 2. 義務化されるアルコールチェック

アルコールチェック内容は段階的に義務化されます。

【R4年4月1日から】

- ・運転前後の運転手の状態を目視等で確認して運転手の酒気帯びの有無を確認する。
- ・酒気等の有無について記録して、その記録を1年間保管する。

【R4年10月1日から】

- ・運転手の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う。
- ・アルコール検知器を常時有効（点検し使用できる状態）に保持する。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。